

# はあとメール 第32号

発行人 〒602-8453  
 京都市上京区笹屋四  
 丁目269-4 正千第2ビル5階 ☎ 075-463-2263  
 住田正則

みなさん、こんにちは！はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

未曾有の大災害が東日本を襲ってから、1カ月あまりが経過しました。

恐るべき高さと勢いをもった巨大津波に、三陸沿岸のまちがなすすべもなく呑み込まれ、蹂躪されていく悪夢のような光景を、私もいくどとなくテレビの画面を通じて目の当たりにしました。

亡くなられた方が1万名以上、いまだ行方不明の方々も1万名を超えている中で、この災厄からいかにして立ち直り、復興を成し遂げていけばよいのか、時に途方に暮れそうにもなりますが、それに追い打ちをかける、といえますか、さらなる大問題を私たちに突きつけているのが、福島原発の事故です。こちら、いつ収束のめどがつくのやら、皆目見当がつかない状況で、直接的な放射能災害はもちろんのこと、二次災害と言える風評被害、日本というシステムに対する信頼の失墜は、国境を越え、地球規模に広がりつつあります。

今回、たまたま（と言ってはばかりません）はあとメールのメイン活動場所である京都、そして関西・西日本は、地震の被害には遭わずにすみました。しかし、巨大地震の凶暴な爪によって暴かれた日本社会の本質—そのもろさ、危うさ、偏り、などなど—を内包した暮らしを営んでいたという点では、被災地の方々と何ら変わるところはありません。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～  
 「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、  
 文通によって実現していきます」

3月11日の東日本大震災の発生以来、私は何度となく「いまテレビで見たものは夢で、次に目覚めるときにはまたいつもの日常が続いているのでは…」と期待しつつ、床に就きました。しかし、翌朝になっても、当然のことながら事態は変わっておらず、福島原発では決死の事故処理が昼夜を問わず続けられていますし、避難所では家を失った多くの人々が不自由な生活を強いられています。

一見したところ、被災せずに済んだ私や、私の周りにはいる家族や友人は、これまでと変わらない日々を送っているかのようです。でも、もう決して、私たちはあの日の前のようにふるまうことは許されず、新しくパツカリと開いた傷口のような現実を見つめながら生きていかざるを得ないのでしょう。それを意識している、無意識でいるにかかわらず…。

## 『けっこん契約書を作りませんか ④』



今回で、前々回から掲載してきた「けっこん契約書」もラスト！です。今回は、全24条から成るサンプル契約書の第17条～第24条を掲載します。

（夫婦の目標）（子どもへの愛情）

第17条 夫と妻は子どもに愛情を持って接し、真剣に養育していくことを誓います。

（親としての心構え）

第18条 夫と妻は親としてお互いに協力し、親としての覚悟と責任をもって子育てしていくことを誓います。

（子の教育）

第19条 夫と妻は子どもの教育について、子どもの希望を最大限尊重します。また、夫と妻はその役割分担を計画に決め、矛盾がないように相互協力して教育しなければなりません。

（損害賠償）

第20条 夫と妻はお互いに信頼を失う行為はしません。もしもこれを明白に破ったならば、相手に金50万円を請求することができます。請求を受けた方は、10日以内にこれを支払います。

（離婚）

第21条 夫と妻は具体的に離婚の話が出た場合は、速やかに公正証書による離婚協議書を作成することを承諾しました。この費用は折半します。

（離婚時の財産分与）

第22条 離婚した場合、財産分与額は協議によるものとします。基本的には、全財産の各々50%とします。

（契約後の変更）

第23条 本契約書作成後、項目や状況に変化が生じた場合には、夫と妻で相談のうえで合意した項目のみ、追加・更新ができるものとします。

（契約の見直し）

第24条 本契約書は2年ごとに見直します。本契約書の有効期限は本契約締結日から2年間とします。

平成 年 月 日

夫 住所

氏名

印

妻 住所

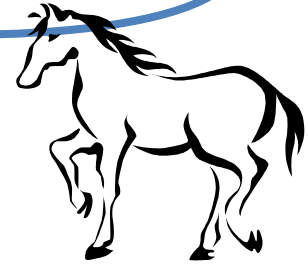
氏名

印

次回号からは、あらためて「けっこん契約書」の意義などについて語っていききたいと思います～

## はあとメールスタッフ 橋太一の記事

はあとメール会員のみなさまへ。




みなさま、こんにちは。はあとメールスタッフの橋太一です。  
現在、行政書士や社会保険労務士の国家資格がある私ですが、  
前回までに、商売人の家系に育ち、そして先々代が競走馬を扱う  
事業へと進出したこと、私も競走馬の仲介、斡旋を12年行うようになったことを書かせて頂きました。今回は競走馬の値段についてのお話のつづきです。

次の査定としては、やはり「血統」です。優れた繁殖牝馬の母系に、よりよい種馬を交配させて出来た仔馬は、高値で取引されます。もちろん「牡馬ならなお、良しです」。そしてその馬の「体型」です。馬の肢は真っ直ぐではない場合が多く、外向き、内向きの肢、首から胸前、腰から後肢のバランス、歩様など、専門家により詳しく査定されます。私も先々代に付いて、この査定（勉強）を行っておりました。

ちなみに、今までの種付け料金の最高額は、サンデーサイレンスという種牡馬が持つ、1回の交配で「3000万円」が最高です。受胎する、しないに係らず、この値段で種付けを行っていました。現在ではそのサンデーサイレンスもこの世を去り、その2世が後継馬となっていますが、偉大な父を超える種馬はいまのところ出ていません。現在の種付け料の最高は、よくても、受胎条件付き（受胎できない場合は返金する制度）で500万くらいです。


アングロアラブ種の馬の値段と、サラブレッドの馬の値段は、昔は、その10分の1程度とされていました。なので、牧場側もアラブを生産するよりも、サラブレッドを生産したがるのですが、先にもありましたように、種付け料金がとんでもなく高いうえに、優秀な繁殖牝馬を購入できる資金に乏しかったため、やむなくアラブ生産していた牧場も多々有りましたが、現在ではサラブレッドに切り替わっています。

— 次号へつづく —



# 遺言講座

## 第四回 遺産



前回見たように相続とは被相続人の法的な地位の一切（一身専属権を除く）を相続人が引き継ぐ事です。この引き継がれる地位を相続財産、といいます。

財産とはその人が持っている（負っている）権利や義務のすべての事です。財産と聞くと真っ先に想像する現金や貴金属や不動産は 権利、所有権です。他にも預貯金は銀行等に払い戻しを請求できる権利、アパートを借りていたら貸借権など色々あります。

そして財産は権利だけではありません。意外ですが 義務 も財産です。借金や売買代金の支払いといった 義務 も財産に含まれます。大雑把に言うと 権利 の部分を 積極財産、義務 の部分を 消極財産 といいます。

相続財産は例外がありますがひとまずは被相続人が死亡の時点で持っていた全財産（権利と義務）ということになります。

では例外とはなにか、例を挙げます。

長男は親から期待され4000万円をつぎ込んでもらって医大を卒業し、医者になりました。次男は中学卒業後、地元の工場に就職しました。親に何もしてもらえず、両親はそのまま亡くなりました。

さあ、両親の全財産はいくらあるかと調べてみると借家住まいで預金が200万円しかありませんでした。

長男と100万円ずつ遺産分けをして次男が納得するのでしょうか？

被相続人の死亡時の全財産はたしかに200万円です。しかしこれではあまりにも不公平です。こんな場合のために例外が用意されています。それが特別受益という制度です。

相続人の中で遺贈を受け、又は被相続人の生前に贈与を受けたものがある場合にはその遺贈や贈与された財産（特別受益財産）も相続財産に加えて計算することで相続人間の公平を図るように考えられています。

仮に次男の学費をゼロだとしたら相続財産は現に残っている200万円に加えて長男の学費4000万円、計4200万円として計算するのです。

ただしすべての贈与ではなく婚姻のため、養子縁組のため、生前の資本として（特別な学費はこれにあたります。）のどれかにあたる贈与が特別受益です。

次男の相続分は4200万円の半分、2100万円です。

ではこの清算はどうするか

遺留分の問題と一緒に見ていきましょう。

行政書士 吉田 大